

第28回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日（火）午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	2番	角丸 章	3番	猿渡 万里子	
	4番	大原 瞳生	5番	片桐 幸示	
	6番	渡邊 勝郎	7番	渡部 延三	
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏	
	10番	高橋 宏吉	11番	谷口 秀夫	
	12番	菊地 匡			

4. 欠席委員（1人） 1番 前谷 篤

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	現況証明願について
議案第2号	農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 28 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

初めに、本日の欠席者を報告します。前谷代理、中村事務局長が体調不良のため欠席しております。

次に、本日の議事録署名委員は、5 番の片桐幸示委員と 6 番の渡邊勝郎委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第 1 号をご説明いたします。これは農地の相続を報告する案件でございます。

届出者は [REDACTED]、土地の所在は北光 257 番 1、地目は公簿が畠で現況が田、面積 12,838 m²、以下、記載のとおり合計 6 筆で 57,462 m²、令和 4 年 7 月 2 日、相続により所有権を取得、10 月 5 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は第 1 号図に示しています。

この案件は、[REDACTED] が 7 月に亡くなられたことに伴い、配偶者である [REDACTED] へ相続されたものです。

以上、報告第 1 号の説明といたします。

会長 只今、報告第 1 号の説明がありましたら、ご質問等ございませんか。
全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第 2 号をご説明いたします。今回は 2 件ございます。

1 件目は農業者年金受給権者金融機関変更届と申しまして、年金の振込先の変更を届け出たものです。[REDACTED] から 9 月 15 日に届出がありました。

次に 2 件目は、特定処分対象農地等返還届と言うもので、[REDACTED] の農地の一部について、かつて北光一の沢川の改修工事のために国土交通省に売り渡すことになり、農地の面積が若干減ったことを届け出たものでございます。

会長 この両案件は既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。
全員 只今、報告第 2 号の説明がありましたら、ご質問等ございませんか。
なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 では、ご説明いたします。

農地法第5条の許可申請が2件ございました。いずれも、第3種農地を転用して一般住宅を建てるものでございます。

まず1件目は、土地所有者・貸主が

、転用計画者・借主は

、土地の表示は西5条北15丁目37番32、地目は公簿・現況とも畠、面積418m²の1筆です。転用目的は、一般住宅1棟、庭園・駐車スペースなどを建設するためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第一種中高層住居専用地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第2号図のとおり、法律関係は使用貸借となっています。使用貸借によって一般住宅に転用する例は少ないと思われますが、この申請では住宅を建てる借主が、土地所有者の娘さんの夫にあたりまして、土地所有者から見ますと、いわば娘夫婦が家を建てるのに無償で土地を貸すということでございます。

さらに転用計画の詳細ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費約3,526万円の全額を借入金で対応することとしています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙1にまとめているとおりです。最後の頁の総合判断の欄に記載しておりますが、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。

次に2件目は、土地所有者・譲渡人が

、転用計画者・譲受人は

と、配偶者である同住所のの連名による申請、土地の表示は空知太西1条3丁目141番52、地目は公簿が田で現況が畠、面積495m²の1筆、転用目的は、一般住宅1棟、駐車・庭・通路スペースなどを建設するためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において準工業地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第3号図のとおり、法律関係は売買です。

さらに転用計画の詳細ですが、転用期間は許可日から永年、資金計画は事業費約3,900万円のうち100万円を国の補助金、残り3,800万円を借入金で対応することとしています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙2のとおり、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可相当としてよろしいですか。異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

では、ご説明します。賃貸借の新規案件、1件でございます。

計画番号は令和4年度賃第6号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の猿渡万里子さん、出し手・貸主は、

、受け手・借主は、農地の所在等は焼山55番1の内、地目は公簿・現況とも田、面積3,860m²、以下、記載のとおり合計5筆、55,904.10m²、対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより年額

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

143,070 円、これは水張面積に単価 3,000 円を乗じた額、支払期限等は 11 月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和 9 年 12 月 31 日までの 5 年 3 か月、法律関係は賃貸借、図面は第 4 号図、要件確認は、別添 3 のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

この賃貸借に至った経緯ですが、[REDACTED] は今年まで作業委託でそばを耕作していましたが、来年以降の委託が見込めないため推進員に相談したところ、推進員が地域で調整し、新たに [REDACTED] へ賃貸借することになったものです。なお、対象農地が「田」であるにも関わらず対価が単価 3,000 円と低いのは、今年は交付金の対象水田となっていますが、来年以降は対象外となる見込みでそばを作るため「畑」程度の単価としています。また、水張面積で算定しているのは、出し手・受け手の話し合いの結果、水張面積で算定することになったものです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

会長
全員
会長
全員
会長
会長
事務局

只今、議案第 2 号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

続きまして、議案第 3 号「現況証明願について」事務局より説明願います。
ではご説明いたします。2 件、ございます。

1 件目は願出者および土地所有者が、[REDACTED]
[REDACTED]、土地の表示は焼山 266 番 8、地目は公簿で畑となっており、面積は 5,262 m² の 1 筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は 10 月 19 日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第 5 号図に示しています。

この土地の状況ですが、30 年程度前に人工的に植えられた主にイチイの木が並んでおり、イチイですから成長は遅いですが、既に人工林の様相を呈しております。

次 2 件目は、願出者が [REDACTED]

[REDACTED]、土地所有者は、[REDACTED]
[REDACTED]、土地の表示は東 1 条北 6 丁目 9 番、地目は公簿で畑となっており、面積は 310 m² の 1 筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は 10 月 19 日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第 6 号図に示しています。

この土地の状況は、土地の一部に空き家となっている古い建物があり、建物の裏側はかつて庭や物置場として利用されていたそうですが、現在は草木が伸びている状況です。

1 件目・2 件目ともに、相当以前からこのように農地として利用されていませんが、登記地目が「畑」となっていますので、この度、地目変更登記のため現況証明願が出されたものです。

以上、議案第 3 号のご説明とします。よろしくお願ひいたします。

会長
全員
会長
全員
会長
会長

只今、議案第 3 号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。
異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することいたします。

続きまして、議案第 4 号「農地等利用最適化推進施策に関する意見書・案について」事務局より説明願います。

事務局

では議案第4号をご説明します。

まず、この意見書の位置づけですが、「農業委員会等に関する法律」第38条に基づいて、砂川市農業委員会が砂川市長に提出するものとして、内容としては、砂川市の農業に関する課題を挙げて、その対応策の検討を促すものです。そして、市長はこの意見書を受けて、予算や計画に反映できるものはしていくことになります。また、この意見書提出は、農業委員会と市長とが情報交換・意見交換する貴重な場ともなっています。なお、この意見書案は、10月18日に検討委員会を開催して、検討委員の皆様にご協議いただき、本日、議案提出しております。

では、今年度の意見書案をご説明したいと思いますので、別紙4をご覧ください。表紙をめくって、裏面には前文1頁と、その後の頁には本文を大きく7つの項目で整理しています。少し長くなりますが読み上げて提案とさせていただきます。

【意見書読み上げ】

意見書の内容は以上です。全体的に大括りな表現が多いと思いますが、市長との対話の中では、さらに具体的・詳細な内容を伝えることとしています。なお、本日、意見書が決定されましたら、11月4日に、農業委員会を代表して、関尾会長と前谷代理が市長に提出する予定でございます。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

只今、議案第4号の説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい。

はい。渡部委員。

来年の春、市長選挙で、市長が変わるかどうか分からぬけれど、変わった場合、当然こういったものの引継ぎの資料を、改めて新しくなった人に提言するんですか。

現在の市長から新たな市長へ、市長レベルで引き継がれることも勿論あろうかと思いますが、この意見書は提出された後、市長から担当、つまり農政課に下りてきて、農政課で情報共有されることになります。それと、来年度の予算のことと言えば、市長選挙の年は、政策的な予算は新しい市長が6月議会で提案するのが通例となっていまして、現在の市長のうちに各課は政策的な予算も出しておいて、あとは市長が「この事業は次の市長が判断するもの」といった感じで、6月議会まで置いておくことになります。こういった形でも引き継がれていくということになります。

よろしいですか。

はい。

その他、何か、ご質問等ございませんか。

なし。

それでは、それ以外に、特にご質問・ご意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、提案のとおり意見書を市長に提出いたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

なし。

特に無いようですので、続いて「その他」に入ります。

いつもは、初めに中村事務局長から議会の報告をいただいておりますが、先月の総会から本日まで、議会の本会議や委員会が開催されておりませんので、事務局長からの報告はありません。では、1番から6番まで、事務局より説明

会長

渡部委員

会長

渡部委員

事務局

会長

渡部委員

会長

全員

会長

全員

会長

全員

会長

願います。

事務局

1. 令和4年度中空知農業委員会協議会役職員研修会（事務局）
 - ・日 時 10月31日（月） 14:00～
 - ・場 所 グリーンパーク新十津川（新十津川町）
 - ・出席予定者 前谷会長職務代理者、中村事務局長
2. 空知管内農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会（事務局）
 - ・日 時 11月28日（月） 13:30～
 - ・場 所 深川市文化交流ホール「み・らい」（深川市）
 - ・出席予定者 全委員、事務局職員
 - ・交通手段 マイクロバスを借りて往復します。
次のとおり集合してください。
《 12:30 砂川市役所前 出発 》
3. 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供（事務局）
 - ・別紙5のとおり、農業委員会だより（令和4年秋号）に掲載するとともに、市のホームページでも公表します。
4. 会計年度任用職員の配置予定（事務局）
 - ・11月1日より来年3月31日まで、国の補助金を活用して、事務局に会計年度任用職員を配置する予定です。
5. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、10月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス : nogyo@city.sunagawa.lg.jp)
6. 果樹作況調査の実施（事務局）
 - ・定例総会終了後、令和4年度果樹作況調査を行います。
7. 協議会報告（協議会長）

会長
全員
会長

只今の報告でご質問等ございませんか。
なし。
特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。
次回の総会は11月25日、金曜日の午後1時半からです。よろしくお願ひします。
それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。
<会長挨拶>
以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。



会長

署名委員

署名委員